第 4713 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 4月 19日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 県の津波対策施設等の整備に対する寄附金

Q：津波対策を推進するための基金に対する寄付の取扱いが明らかになったそうですが、どのようになったのですか？

A：国又は地方公共団体に対する寄附金として取り扱うことができます。

【解説】

先ごろ、国税庁から県の津波対策施設等の整備に対する寄附金の取扱いが、事前照会に回答する形で公表されました。

それによりますと、①寄附は、津波対策を推進するために県が基金を設置し、県内外の個人及び法人から広く寄附を募集しようとするもので、寄附金は基金に積み立てられた後、津波対策施設等の整備に要する費用に充てられる。②そして、当面は寄附金の活用先が県内全域となるが、新たな整備計画策定後は、寄附金の活用を希望する地域（市町単位）を選択することができるようになる予定である、という内容であるが、その寄附による特別の利益が、その寄附をした者に及ぶと認められるものには該当しないと考えられることから、その寄附金は国又は地方公共団体に対する寄附として、法人が支出したものについては全額損金算入、個人がしたものについては、寄附金控除として所得から控除するとの取扱いでよいかという照会があり、国税庁はこれに対して、そのとおりで問題ないとの回答をしています。